

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

別添4

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表28の項	予防接種法による給付の支 給又は実費の徴収に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		予防接種法による給付の支給 又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
都道府県知事	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表38の項	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律による入院措 置に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律による入院措 置又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
都道府県知事 等	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表42の項	生活保護法による保護の決 定及び実施又は徴収金の徴 収に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
市町村長	番号法第19条第48号 に基づく主務省令第2 条の表48の項	地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律 に基づく条例又は森林環境税 及び森林環境譲与税に關する 法律による地方税又は森林 環境税の賦課徴収に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		地方税法その他の地方税に關 する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦 課徴収に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
公営住宅法第 2条第16号に 規定する事業 主体である都 道府県知事又 は市町村長	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表53の項	公営住宅法による公営住宅 の管理に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		公営住宅法による公営住宅の 管理に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
日本私立学校 振興・共済事 業団	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表56の項	私立学校教職員共済法による 短期給付又は年金である給 付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		私立学校教職員共済法による 短期給付又は年金である給 付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
厚生労働大臣 又は共済組合 等	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表58の項	厚生年金保険法による年金で ある保険給付又は一時金の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		厚生年金保険法による年金で ある保険給付又は一時金の支 給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当 する者	情報提 供ネット ワーク システム	
文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表59の項	特別支援学校への就学奨励 に関する法律による特別支援 学校への就学のため必要な 経費の支弁に関する事務であ って主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別支援学校への就学奨励 に関する法律による特別支援 学校への就学のため必要な経 費の支弁に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
国家公務員共 済組合	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表65の項	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
国家公務員共 済組合連合会	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表66の項	国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法による 年金である給付の支給に關 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法による 年金である給付の支給に關 する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提 供ネット ワーク システム	
市町村長又は 国民健康保険 組合	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表69の項	国民健康保険法による保険 給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		国民健康保険法による保険給 付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提 供ネット ワーク システム	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
都道府県知事 等	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給 に関する法律による障害児福 祉手当若しくは特別障害者手 当又は昭和60年法律第34号 附則第97条第1項の福祉手当 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別児童扶養手当等の支給 に関する法律による障害児福 祉手当若しくは特別障害者手 当又は昭和60年法律第34号 附則第97条第1項の福祉手当 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
市町村長	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表96の項	母子保健法による費用の徴 収に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		母子保健法による費用の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提 供ネットワ ークシステム	
厚生労働大臣 又は都道府県 知事	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表98の項	労働施策の総合的な推進並 びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関す る法律による職業転換給付金 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		雇用対策法による職業転換給 付金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
市町村長(児 童手当法第17 条第1項の表 の下欄に掲げ る者を含む。)	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表106の項	児童手当法による児童手当 又は旧特例給付の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童手当法による児童手当又 は特例給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
後期高齢者医 療広域連合	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表115の項	高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医療 給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		高齢者の医療の確保に関する 法律による後期高齢者医療給 付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当す る者	情報提 供ネットワ ークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表118の項	昭和60年法律第34号附則第 87条第2項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金 である保険給付の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		昭和60年法律第34号附則第 87条第2項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金で ある保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
都道府県知事 等	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表125の項	中国残留邦人等支援給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		中国残留邦人等支援給付の 支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表129の項	平成8年法律第82号附則第16 条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		平成8年法律第82号附則第16 条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である 給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
平成8年法律 第82号附則第 32条第2項に 規定する存続 組合又は平成 8年法律第82 号附則第48条 第1項に規定す る指定基金	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表130の項	平成8年法律第82号による年 金である長期給付又は年金で ある給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		平成8年法律第82号による年 金である長期給付又は年金で ある給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは	情報提供ネットワークシステム	
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)		高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表152の項	職業訓練の実施等による特 定求職者の就職の支援に関 する法律による職業訓練受講 給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		職業訓練の実施等による特定 求職者の就職の支援に関する 法律による職業訓練受講給付 金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
市町村長	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表155の項	子ども・子育て支援法による 子どものための教育・保育給 付若しくは子育てのための施 設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		子ども・子育て支援法による子 どものための教育・保育給付 の支給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表156の項	年金生活者支援給付金の支 給に関する法律による年金生 活者支援給付金の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		年金生活者支援給付金の支 給に関する法律による年金生 活者支援給付金の支給に関 する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
都道府県知事	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2 条の表158の項	難病の患者に対する医療等 に関する法律による特定医療 費の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		難病の患者に対する医療等 に関する法律による特定医療費 の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提 供ネットワ ークシステム	
特別徴収義務 者・企業	番号法第19条第1項	特徴税額決定情報を特別徴 収義務者が把握するため	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		当該課税台帳に記載されてい るもの	情報提 供ネットワ ークシステム	
税務署	番号法第19条第8項	扶養控除否認事項を税務署 にて把握するため	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		当該課税台帳に記載されてい るもの	情報提 供ネットワ ークシステム	
山形市教育委 員会	山形市行政手続にお ける特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法律 に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報 の提供に関する条 例(以下「条例」とい う。第5条第1項)	特別支援教育就学奨励費の 支給に関する事務	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		特別支援教育就学奨励費の 支給に関する事務であって規 則で定められた範囲に該当す る者		
山形市教育委 員会	条例第5条第1項	私立高等学校生徒学費補助 金の交付に関する事務	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		私立高等学校生徒学費補助 金の交付に関する事務であっ て規則で定められた範囲に該 当する者		
山形市教育委 員会	条例第5条第1項	児童生徒就学援助に関する 事務	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)		児童生徒就学援助に関する事 務であって規則で定められた 範囲に該当する者		